

# 国立大学法人高知大学旅費規則

平成16年4月1日  
規則第88号

最終改正 令和7年3月25日規則第109号

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 国内旅費（第6条～第12条）
- 第3章 外国旅費（第13条～第18条）
- 第4章 雑則（第19条～第21条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）の業務のために出張し、又は赴任した本学の役員及び職員並びに本学の依頼に応じ、本学の業務遂行のために出張をする者に対する旅費については、本規則により支給する。

#### （旅費の区分）

第2条 旅費は、目的又は内容に応じ下記のとおり区分する。

- (1) 国内旅費（日帰り旅費、研修旅費を含む。）
- (2) 外国旅費（研修旅費を含む。）

#### （旅費の種類）

第3条 旅費の種類は、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、バス運賃）、日当、宿泊費、包括宿泊費、移転料、着後手当、扶養親族移転料、渡航雑費及び死亡手当とする。

#### （旅行命令、旅行許可及び旅行依頼）

第4条 旅行は、学長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令等権者」という。）の発する旅行命令、旅行許可又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

2 国立大学法人高知大学職員就業規則第69条第2項の規定に基づき大学教員が自ら申請し出張しようとする場合（各就業規則において準用する場合を含む。）において、国内出張しようとするときは、申請をもって、旅行許可を受けたものとみなす。ただし、旅行命令等権者が大学の業務等に支障があると判断したときは、当該旅行を変更し、又は許可を取り消すことがある。

- 3 旅行命令等に係る手続及び旅費計算は、原則として、本学が行う旅費に関する事務を処理する情報処理システム（以下「旅費システム」という。）により行うものとする。
- 4 国立大学法人高知大学職員就業規則第69条第4項及び国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則第54条第4項に規定する出張の報告（各就業規則において準用する場合を含む。）は、原則として、旅費システムにより、旅行命令等権者に行うものとする。旅行依頼による旅行の場合は、当該旅行を依頼した用務の実施等について確認した職員が、出張後速やかに、旅行命令等権者に報告するものとする。
- 5 前項の報告に際しては、別表1に定める書類を提出するものとする。この場合において、書類の全部又は一部を提出せず、その提出しなかった書類に係る旅費の必要性を明らかにしなかったときは、明らかにしなかった当該部分の旅費の支給を受けることができない。  
（旅費の支給）

第5条 交通費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算定し支給する。

- 2 交通費計算の基礎となる発着駅は、別表2のとおりとする。
- 3 用務地である市町村内の移動に係る現地交通費は、支給しない。
- 4 公用車等使用の場合は、日当定額の2分の1とする。
- 5 本学以外から、旅費の一部又は全部を支給される場合は、その額を減額して支給するか、又は全額を支給しない。
- 6 天災、事故及び業務の必要上やむを得ない事情により、本規則による旅費では出張の費用を支弁しがたい場合は、旅行命令等権者の承認により必要とする実費を支給することができる。

## 第2章 国内旅費

### （国内旅費）

第6条 国内旅費は、交通費、日当、宿泊費、包括宿泊費、移転料、着後手当及び扶養親族移転料を支給する。交通費及び日当は、別表3の規定により支給する。

### （宿泊費）

第6条の2 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）（以下「財務省令」という。）別表第2の職務の級が十級以下の者の欄（役員にあつては、指定職職員等の欄）に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現に支払った額が宿泊費基準額を超える場合であつて、業務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施

設を選択したと旅行命令等権者が認める場合は、当該宿泊に要する費用の額を宿泊費の額とする。

(包括宿泊費)

第6条の3 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る別表3の交通費の額及び宿泊費基準額の合計額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 手配手数料、支払い手数料、事務手数料等の手数料が発生した場合は、現に支払った額を包括宿泊費に含めて支給することができる。

(移転料)

第7条 赴任に伴い、住所又は居所の移転があった場合(別表2の勤務地の範囲の移転を除く。)に支給する移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際に扶養親族(赴任を命ぜられた日における役員又は職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で他に生計の途がなく主として当該役員又は職員の扶養を受けているもの及び赴任を命ぜられた日における国立大学法人高知大学職員給与規則第26条第2項に定める扶養親族をいう。以下同じ。)を移転する場合には、移転前の住所又は居所から勤務地までの路程に応じた別表5の定額による額

(2) 赴任の際に扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際には扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が役員及び職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令等権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第8条 赴任に伴い住所又は居所の移転があった場合に支給する着後手当の額は、別表3の日当定額の2日分及び20,800円を合算した額による。

2 本学宿舎への入居に当たり、赴任後直ちに本学宿舎に入居することができない場合の着後手当の額は、別に定める。

(扶養親族移転料)

第9条 赴任に伴い住所又は居所の移転があった場合に支給する扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転前の住所又は居所から勤務地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額

イ 12歳以上の者については、その移転の際における役員及び職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及びバス運賃の全額並びに日当、宿泊費及び着後手当の3分の2に相当する額

ロ 12歳未満6歳以上の者については、イに規定する額の2分の1に相当する額

ハ 6歳未満の者については、その移転の際における役員及び職員相当の日当、宿泊費及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における役員及び職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第7条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の移転前の住所又は居所から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

(3) 第1号イからハまでの規定により日当、宿泊費及び着後手当の額を計算する場合において、当該額に円位未満の端数が生じたときは、それぞれの項目ごとに切り捨てるものとする。

2 役員及び職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(日帰り旅費)

第10条 日帰り出張には、交通費と日当を支給する。ただし、高知県内における旅行の場合には、交通費と日当定額の2分の1を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表2に規定する勤務地の範囲及びキャンパス等間(朝倉キャンパス、岡豊キャンパス、物部キャンパス、総合研究センター海洋生物研究教育施設及び小津地区(附属幼稚園・小中学校)間)に限る。)の移動については、旅費を支給しない。

(研修旅費)

第11条 国立大学法人高知大学職員就業規則第59条第1項に規定する研修のため、一時その

勤務地を離れ、国内を旅行する場合は、本章に定める旅費を支給する。

(宿泊研修等)

第12条 宿泊研修等の場合は、交通費、日当及び宿泊費を支給する。

### 第3章 外国旅費

(外国旅費)

第13条 外国旅費は、交通費、日当、宿泊費、包括宿泊費、移転料、扶養親族移転料、渡航雑費及び死亡手当を支給する。交通費及び渡航雑費は、別表4の規定により支給する。

2 外国出張に伴う国内旅費は、第2章に規定するところによる。

3 外国出張は、概算により前払いができるものとし、出張終了後速やかに交通費、渡航雑費に係る領収書等支払った額を証明するに足る書類を提出し、精算しなければならない。

(日当)

第13条の2 外国を旅行する場合に支給する日当の額は、前条第2項によるもののほか、財務省令別表第3第2号に定める額とする。

2 1日において、日当の額が異なる地域を旅行した場合には、その額の多い方の旅行先の区分に掲げる額とする。

3 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日を除く。)において、移動中に宿泊する場合の日当は、その移動の到着地の区分に応じた日当の額とする。

4 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日を除く。)において、日本を出発した日及び日本に到着した日の日当は、別表3に掲げる額とする。ただし、移動中に宿泊する場合の日当は、別表3に掲げる額とその移動の到着地の区分に応じた日当の額を比較し、いずれか多い額とする。

(宿泊費)

第13条の3 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、宿泊費基準額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 前項の規定にかかわらず、現に支払った額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令等権者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該宿泊に要する費用の額を宿泊費の額とする。

(1) 業務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(2) 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することができない事情があったとき。

(包括宿泊費)

第13条の4 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る別表4の交通費の額及び宿泊費基準額の合計額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 手配手数料、支払い手数料、事務手数料等の手数料が発生した場合は、現に支払った額を包括宿泊費に含めて支給することができる。

(移転料)

第14条 赴任の際に扶養親族を移転前の住所又は居所から勤務地まで随伴する場合の移転料の額は、移転前の住所又は居所から勤務地までの路程に応じた別表5の定額（以下本条において「定額」という。）による。ただし、次の各号に該当する場合においては、当該各号に規定する額による。

(1) 2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人を超える者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額

(2) 移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する次のいずれかに該当する場合には、その運賃の額を参酌して、定額（前号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下本号において同じ。）に、水路が含まれる場合にあつては定額の100分の45に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあつては定額の100分の35に相当する額の範囲内においてそれぞれ定額にイの右欄又はロの右欄に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額（水路の場合において、移転に伴う家財の輸送の通常の経路に含まれる家財の積みおろし又は積み込みを利用する港（以下本号において「利用する港」という。）が二以上ある場合は、これらの港における額のうちの、最高額の港の一に対する額を加算した額）

イ 利用する港が、次表左欄に掲げる地域に属する同表の中欄に掲げる港の場合

地域	港	割合
北アメリカ諸国の東海岸	モントリオール、トロント、シカゴ、ニューヨーク、ボルチモア、ニューオリンズ及びヒューストン	100分の30
北アメリカ諸国の西海岸	バンクーバー、シアトル、ポートランド、サンフランシスコ、ロサンゼルス及びホノルル	100分の45
メキシコ及び中央アメリカ諸国	アカプルコ、サンホセ、ラ・リベルタッド、アマパラ、コリント、プンタレナス及びコロン	100分の20
カリブ海諸国	ハバナ、ポルトープランス及びサントドミンゴ	100分の45

南アメリカ諸国	ラ・ゲイラ、ベレン、マナウス、レシフェ、リオデジャネイロ、サントス、リオ・グランデ、モンテビデオ、ブエノスアイレス、バルパライソ、マタラニ、カリヤオ、ガヤキル、ヴェナベンツラ、アスンシオン及びエンカルナシオン	100分の45
西アフリカ諸国	ダカール、モンロビア、アビジャン、テマ、ラゴス、ドアラ、リーブルビル及びマタディ	100分の20

ロ 移転に伴う家財の輸送の通常の経路に含まれる陸路が次表左欄に掲げる距離の場合

距離	割合
100 k m以上300 k m未満	100分の15
300 k m以上500 k m未満	100分の20
500 k m以上1, 000 k m未満	100分の25
1, 000 k m以上2, 000 k m未満	100分の30
2, 000 k m以上	100分の35

- 2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項（同項第1号の規定に係る部分を除く。）に規定する額の2分の1に相当する額による。
- 3 第9条第1項第3号及び第2項の規定は、前2項の規定による移転料の額の計算について準用する。

（扶養親族移転料）

第15条 赴任に伴う扶養親族移転料は、赴任の際旅行命令等権者の許可を受け、扶養親族を移転前の住所又は居所から勤務地まで随伴するときに支給する。

- 2 前項の扶養親族移転料の額は、扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。
  - (1) 配偶者については、その移転の際における役員及び職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及びバス運賃の全額並びに日当、宿泊費及び着後手当の3分の2に相当する額
  - (2) 12歳以上の子については、その移転の際における役員及び職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及びバス運賃の全額並びに日当、宿泊費及び着後手当の3分の2に相当する額
  - (3) 12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- 3 第9条第1項第3号及び第2項の規定は、前項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

（研修等旅費）

第16条 国立大学法人高知大学職員就業規則第59条第1項に規定する研修のため、一時その勤務地を離れ、外国を旅行する場合は、本章に定める旅費を支給する。

（渡航雑費）

第17条 渡航雑費の額は、入出国税、空港施設使用料、海外旅行保険料等の実費額による。

(死亡手当)

第18条 死亡手当は、別表6の規定により支給する。

#### 第4章 雑則

(旅費の調整)

第19条 当該旅行の性質上又は特別な事情により、旅行命令等権者が必要と認めるときは、旅費を増額又は減額することができる。

(補足)

第20条 この規則に定めのない事項については、原則として国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）並びに文部科学省が所管する各種旅費に関する規程、通達等に準拠する。

第21条 この規則に定めるもののほか、旅費支給に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月8日規則第583号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月11日規則第119号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月14日規則第37号）

この規則は、平成28年12月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、別表1の改正規定は、平成28年4月24日から適用する。

附 則（令和4年3月17日規則第89号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日規則第108号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日規則第109号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。



別表 1 (第 4 条関係)

## 提出書類

区 分		提出書類
交通費	鉄道賃 特別急行料金及 び特別車両料金	その支払を証明するに足る書類（特別企画乗車券（トクトクきっぷ等）を除く。）
	船賃	その支払を証明するに足る書類
	航空賃	搭乗及びその支払を証明するに足る書類
宿 泊 費		その支払を証明するに足る書類 第 6 条の 2 第 2 項又は第 13 条の 3 第 2 項に該当する場合は、業務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択したこと又は為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することができない事情があったことを証明するに足る書類
包 括 宿 泊 費		その支払を証明するに足る書類 利用する交通手段及び宿泊施設を証明するに足る書類 航空機を利用する場合は搭乗を証明するに足る書類
渡 航 雑 費		その支払を証明するに足る書類

別表2（第5条、第7条、第10条関係）

交通費計算発着駅

発着地 (役員・職員においては勤務地とする。)	発着駅
役員・職員	
朝倉キャンパス	朝倉駅（JR駅）
岡豊キャンパス	医大病院（バス停）
物部キャンパス	高知龍馬空港（バス停）
総合研究センター海洋生物研究教育施設	宮前スカイライン入口（バス停）
小津地区 (附属幼稚園・小中学校)	入明駅（JR駅）
上記以外の設定された勤務場所	最寄駅
学生・学外者	
自宅又は勤務地等	最寄駅

勤務地の範囲（役員・職員に限る。）

勤務地の範囲を、勤務地から直線距離25km以内の用務地とし、旅費を支給しない。

別表3（第6条、第8条、第10条、第12条関係）

国内旅費		
区 分	役 員	その他（役員を除く職員、学外者（本学学生含む。））
鉄 道 賃	運 賃 急行料金 座席指定料金 特別車両料金	運 賃 急行料金 座席指定料金 特別車両料金（グリーン料金を除く。）
船 賃	3階級以上に運賃等級を区分する路線	最上級の直近下位の級
	2階級に運賃等級を区分する路線	最 上 級
	運賃等級を設けない路線	乗船に要する運賃
バス運賃	乗車（公共交通機関）に要する運賃	
航 空 賃	普通席運賃 学長が特別な運賃等を徴する座席を利用する場合には、その座席の運賃等	
日 当 (1日につき)	2,600円	2,200円

- 備考 (1) 航空券、乗車券の手配等に当たり、手配手数料、支払い手数料、事務手数料、チケット等送料、荷物受託料等の手数料が発生した場合は、現に支払った額を交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、バス運賃をいう。以下同じ。）に含めて支給することができる。
- (2) 航空賃は、別表3に定める運賃を上限（前号の規定により交通費に含めて支払う手数料の金額を除く。）に、現に支払った額を支給する。

別表 4 (第13条関係)

## 外国旅費

区 分		役 員	その他 (役員を除く職員、学外者 (本学学生含む。))
鉄道賃	3階級以上に運賃等級を区分する路線	最 上 級	最上級の直近下位の級
	2階級に運賃等級を区分する路線	最 上 級	
	運賃等級を設けない路線	乗 車 に 要 す る 運 賃	
船 賃	3階級以上に運賃等級を区分する路線	最 上 級	最上級の直近下位の級
	2階級に運賃等級を区分する路線	最 上 級	
	運賃等級を設けない路線	乗 船 に 要 す る 運 賃	
バ ス 運 賃		乗 車 に 要 す る 運 賃	
航 空 賃		ビジネスクラス相当	エコノミークラス相当
渡 航 雑 費		入出国税の額、空港施設使用料、査証 (電子ビザ (ESTA) 含む。) の申請料 (その取得に係る旅行代理店の手数料含む。)、予防注射料、海外旅行保険料等の現に支払った額	

## 備 考

- (1) 航空券、乗車券の手配等に当たり、手配手数料、支払い手数料、事務手数料、チケット等送料、荷物受託料等の手数料が発生した場合は、現に支払った額を交通費に含めて支給することができる。
- (2) 外国旅行における交通費は、別表 4 に定める運賃等級の料金を上限 (前号の規定により交通費に含めて支払う手数料の金額を除く。) に、現に支払った額を支給する。

別表 5 (第 7 条、第14条関係)

国内旅行の移転料 (扶養親族の移転がない場合は、下記の 2 分の 1)

区 分		役 員	役員以外の教職員
鉄道	50 k m 未満	116,000円	100,000円
鉄道	50 k m 以上 100 k m 未満	133,000円	115,000円
鉄道	100 k m 以上 300 k m 未満	165,000円	142,000円
鉄道	300 k m 以上 500 k m 未満	203,000円	175,000円
鉄道	500 k m 以上 1000 k m 未満	270,000円	232,000円
鉄道	1000 k m 以上 1500 k m 未満	283,000円	244,000円
鉄道	1500 k m 以上 2000 k m 未満	303,000円	261,000円
鉄道	2000 k m 以上	352,000円	303,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路 1 k m をもって鉄道 1 k m とみなす。

外国旅行の移転料 (扶養親族の移転がない場合は、下記の 2 分の 1)

区 分	役 員	役員以外の教職員
-----	-----	----------

鉄道 100 k m未満	128,000円	105,000円
鉄道 100 k m以上 500 k m未満	171,000円	140,000円
鉄道 500 k m以上 1000 k m未満	244,000円	200,000円
鉄道 1000 k m以上 1500 k m未満	307,000円	251,000円
鉄道 1500 k m以上 2000 k m未満	386,000円	316,000円
鉄道 2000 k m以上 5000 k m未満	474,000円	389,000円
鉄道 5000 k m以上 10000 k m未満	523,000円	428,000円
鉄道 10000 k m以上 15000 k m未満	571,000円	467,000円
鉄道 15000 k m以上 20000 k m未満	618,000円	506,000円
鉄道 20000 k m以上	667,000円	547,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路1 k mをもって鉄道1 k mとみなす。

別表6 (第18条関係)

死亡手当

区 分	役 員	役員以外の教職員
死 亡 手 当	550,000円	450,000円